「税務システム等標準化検討会収滞納管理ワーキングチーム(帳票WT)」 第3回議事概要

日 時:令和3年1月20日(水)13:30~16:30

場 所: WEB 開催 出席者(敬称略):

(構成員)

坂田 玲子 浜松市財務部 税務総務課 主任

廣田 美穂 神戸市行財政局 税務部 収納管理課 収納指導担当 係長

白石 佳代 前橋市財務部 収納課 主任

笹本 裕人 三鷹市市民部 納税課 納税特別対策係 主任

熊倉 禎己 三条市総務部 収納課 管理係 係長

近藤 圭三 飯田市総務部 納税課 収納係 主査

吉野 元久 富士市総務部 情報政策課 主幹

渡辺 亮吉 豊橋市財務部 納税課 主査

中山 尚 南国市税務課 係長

本山 政志 埼玉県町村会情報システム共同化推進室 室長

木内 一喜 地方税共同機構総務部 予算・経理グループ 主査

吉本 明平 一般財団法人 全国地域情報化推進協会(APPLIC)企画部 担当部長

三木 浩平 内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府 CIO 補佐官

(総務省)

間宮 将大 総務省自治税務局 企画課 電子化推進室課長補佐

金谷 浩光 総務省自治税務局 企画課 企画第一係 係長

沼田 涼太 総務省自治税務局 企画課 企画第一係 事務官

村上 周優 総務省自治税務局 企画課 企画第二係 事務官

【議事次第】

- 1. 事務局からの挨拶/事務局、構成員、支援事業者の自己紹介
- 2. WT 用比較表について、事務局からの提案・質問に対する構成員の事前意見を基に、たたき台(標準仕様書になる案)に記載のある帳票の要否、出力方式、専用紙の要否、EUC 代替の可否について議論/今後のWT の進め方について/帳票出力項目対比表について、事務局からの提案・質問に対する構成員の事前意見を基に、たたき台(標準仕様書になる案)に記載のある帳票の出力項目の要否について議論
- 3. 直近の作業のご依頼

【意見交換 (概要)】

(WT 用比較表)

- ■8. 収納簿について
- 決算関係の帳票は No142 で対応可能と考えるため、本帳票は EUC でも問題ない。 →EUC 対応の帳票とする。

■14. 速報リストについて

- EUC の考え方について尋ねたい。EUC が不可となる場合、データのみの出力(CSV 等)はされないのか。→機能側の検討でもあったが、全国意見照会の結果も踏まえて、データでの出力については別途事務局で整理する。
- ■30. 口座振替開始通知について
- 未来期の口座登録があり得るので、年度も記載された方が良いと考える。
 - →出力項目対比表上で、「○年○月○日」と記載し、必須とする。

■34. 口座振替済通知書※軽自動車用について

- 〇 本帳票を廃止するにあたって、33. 口座振替済通知書を出力すると、同時に 124. 継続検査用納税証明書 も出力されるような機能を想定しているか。
- 令和5年から納税確認の電子化を導入する想定。現時点で同時出力の機能は具備されていないが、電子 化が導入されれば必須で送付する必要はなくなると想定している。
- 電子化の導入までの期間に自動出力の機能が必要になると考える。
 - →機能要件で、33. 口座振替済通知書出力時に、124. 継続検査用納税証明書を同時出力する機能の追加を 検討する。

■35. 口座振替不能通知(圧着ハガキ)について

- 外部委託の間に、システムから出力する必要がある場合を想定している。
- 当市では、A4用紙の下部に納付書が印刷できる用紙(プレ印字可能で、切り取り線で納付書を切り取れる)で送付している。圧着ハガキの様式で、マルペイ様式の実現が難しいためである。
- 当市では、マルチペイメントネットワーク様式への対応はできていない。また、圧着ハガキも使用していない。
- 納税義務者全員に発送するには圧着ハガキが効率的であると考える。なお、当市では口座不能通知の出力は行っておらず、滞納システムから催告書を出力して対応している。
 - →圧着ハガキで対応ができないことを鑑み、A4用紙(納付書部分含む)を、新規に帳票作成する。

■55. 口座振替連続不能者リストについて

- 税目によって要不要が変わると考えており、税目ごとに期間を指定できる機能が良いと考える。当市では、口座の職権廃止は、①固定資産税:3期連続不納②市県民税:3ヶ年課税がない場合と、パターン分けしている。
 - →期間設定、期別の指定ができれば対応できると考えられるため、任意の期間を設定し、この期間におけ

る賦課期別の合計期別が把握できるよう、帳票概要に記載する。

■89. 返納リストについて

○ 年金機構への返納は、時効の完成の管理が必要になるので、別途リストが必要という趣旨である。→本帳票は現行のとおりとし、削除しない。

■99. 還付充当決議書について

- 一括還付、一括充当の新規作成については、当市の法人住民税などは、個々の決議書でなく、指定の期間の対象者について、充当元/充当先のリストも出力される。
- 〇 機能側では、株式配当割・譲渡割、年金特徴還付分等を一括還付、一括充当する機能があるが、その帳票を別に作成してほしいという趣旨であった。
- 当市では実装はないが、I市の言うリストがあればよいと考える。
- リストの使い道は、財務会計システムで使用されるか。
- 〇 その通り。
 - →本帳票に統合される 100. 還付充当命令票のサンプルを事務局で確認する。
 - →神戸市意見にある、一括還付、一括充当についての帳票(決議書)は、新規に作成する。

■105. 督促状(納付書)について

- 当市では、延滞金請求書と、納付書をセットで送付している。
- 当市では、延滞金請求書という帳票は収納システムでは具備されておらず、滞納システムで出力できる 催告書で対応している。
- 当市では、延滞金請求書と催告書を区別している。本税完納した後、確定した延滞金を請求するための帳票である。催告書との項目の差異については、法人市民税の計算過程は複雑なので、計算過程なども記載している。
- 当市では滞納システム上で、催告での対応をしている。
 - →延滞金請求書については、延滞金の計算過程が記載されるよう、オプションとして新規に帳票追加する。

■124. 継続検査用納税証明書(圧着ハガキ)について

- 窓口での発行を想定している。
- 宛先の有無などがあると思うが、基本的な出力項目に差はないか。
- 宛先の他、当市では口座振替済通知の代わりに本帳票(圧着ハガキ)を送付しているため、別の文章が 記載される。
 - →圧着ハガキ以外の帳票についても、項目を検討する。

■126. 酒類販売免許申請用証明書について

- 本帳票が具備されていない場合は、完納証明書、滞納処分を受けたことがない証明書の2点が発行できればよいか。
- 当市では、上記2点の証明書を1枚に記載し、システム外で出力している。1枚にしない場合手数料が

かかることが懸念される。なお、提出先の国税庁では、当市の近隣自治体では、酒類販売の証明書 1 通で 提供する対応で統一していると理解している。オプションでも具備された方が良い。

- 当市では、上記2点の証明書を別々に出力している。なお、国税庁から1通に纏めるような要請を受けたことはないため、管轄によって差異があるのではないか。
 - →本帳票は、オプションで追加する。

(帳票出力項目対比表)

■35. 口座不能通知について

- 再振替のお知らせは、四つ切りハガキに目隠しシールで送付している。他の不能に比べ数が多いため、 A 4 汎用紙を封入するよりハガキとしたい。
 - →再振替のお知らせを、新規に必須として帳票作成する。また、出力用紙は専用紙(ハガキ)とする。

■69. 過誤納金充当通知について

- 課税側で複数の送付先があるが、どの送付先を参照するか。
- 参照する送付先の優先順位を設定している。
 - ① 収納側で設定している送付先
 - ② 過誤納の税目の課税側で設定している送付先
- 例えば市県民税と固定市民税等の場合はどうしているか。
- 市民税と固定資産税で両方宛先が設定されている場合も優先順位を設定していたと思う。
- 優先順位は督促状等の他帳票も含めて検討するという理解で良いか。
- 督促状は税目ごとで管理できるため、複数の税目が関連する還付充当通知のみで優先順位を設定すれば よい。
 - →還付充当通知において、参照する宛先について優先順位は機能要件にて検討する。
- 充当先における充当前の未納額はどの項目に該当するか。
- 本項目がJ市意見の項目を想定している。K市への回答「ご認識のとおり。」は誤り。
- 充当後の未納額は、納付書を同封するためあると良い。現在はメモで対応している。
- 本項目は、充当後の未納額と認識しており、現行も出力されているため必須である。充当前の未納額は 出力していない。
- 充当適用日と発送日が異なる場合は、延滞金も異なるが問題ないか。
- 充当後の本税未納額としてはいかがか
- 本税未納額のみで延滞金は不要ではないか。本税が完納しないと延滞金は確定しない。
- 「すでに本税滞納はなく、確定延滞金のみが充当対象」というケースもあるため、延滞金欄も必要と考える。
 - →大分類「充当後の未納額」とし、小分類「本税」「延滞金」を、それぞれ必須として定義する。

■81. 還付請求書について

○ 「還付請求書」に還付の内容を記載するという要望について、還付の支出命令を財務会計システムで作成するのであれば、還付請求書上に還付明細の記載があれば、還付データを遡って確認しなくてもよく、

利便性が向上するのではと提案したものである。なお、#7~12 に関しては、財務会計システム入力時 に必要な項目として、欄外に「自治体使用欄」を設けまとめて印字すれば良いと思われる。(#8は歳入 還付・歳出還付を区別するために必要であれば、残せばよい)

- 当市は、還付明細の記載が望ましい。
- 当市では、口座の返信があった場合は、還付口座をシステム内に登録し、対象となる過誤納について、 支払いデータ作成処理を定期的に行っている。口座の登録や過誤納の特定のために必要な情報は、税目、 過誤納番号、通知書番号である。また、給与特徴で個人還付の場合は、個人の宛名コードも必要と考え る。
- #7が記載されていれば、詳細の記載が還付請求書になくても支障ないと考えるが、記載があっても良い。
 - →税目、過誤納番号、通知書番号は、#12, 13, 32 で記載する。
 - →#7は必須とする。
 - →#7~13のうち、必須/オプションの項目については、分類を「自治体使用欄」に修正する。
- 給与特徴で個人還付の場合は、個人の宛名コードも必要である。
 - →宛名コード(宛名番号)については、給与特徴の場合に記載されるよう、新規に項目追加する。

■123. 納税証明書について

- 融資の関係で複数年度の証明が必要な場合、発行する際に必要な年度を選択している。 1 枚であっても 手数料は証明した年度した分掛かる。郵送代の節約にはなる。
 - →複数年度出力できることを機能要件に追加する。

■124. 継続検査用納税証明書(圧着ハガキ)について

- 総務省様式に住所がある。
- 車両番号を基に誰でも請求できるため、窓口で取得する際に住所を非表示にしている。選択できるよう にしてほしい。
- 本人のみ請求できる証明書ではないか
- 車検業者等が代理取得に来る場合もある。
- 現行は表示しているが、新システムではアスタリスク表示とする。代理取得の際の確認事項も増えてしまうため運用の変更を検討していた。
- 〇 現行は表示しているが、県内他自治体に聞いたところ、氏名住所を印字しない、アスタリスク表示の自 治体があると聞いている。
 - →総務省通知の軽自動車納税証明書の様式にある項目は必須とする。

■125. 完納証明書について

- 納税証明書・継続検査用納税証明書にはフリガナ項目がないのに、完納証明書だけオプションとして残 す必要はないと考えられるため、不要ではないか。
 - →他帳票と統一を図るため、不要とする。

■128. 公示送達文書について

- 外部帳票に通知書番号が不要の趣旨は何か。通知書番号が個人情報であり、公告に掲載するべきでない ためか。
- その通りである。
 - →通知書番号は個人情報である一方、必要とする団体もあるため、オプションとする。

以上